

平成27年第3回定例会

審議された議案の主なもの

◆平成26年度各会計決算（一般会計外7会計）

◆龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例について

◆龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

[審議結果は4ページ]

条 例

▼龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例について

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うことを目的として、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会を設置するため、本条例を制定するものです。

▼龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に必要事項を定めるものです。

▼龍ヶ崎市個人番号カードの利用に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同

法第18条第1号の規定に基づき個人番号カードを利用して、印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例を制定するものです。

▼龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号カードの交付が開始されることに伴い、住民基本台帳カードの新規発行等ができなくなるため、印鑑登録証の機能を付与していた住民基本台帳カードに代わり、新たな印鑑登録証の交付を開始することについて所要の改正を行うものであります。また、議案第3号に関連し、個人番号カードを利用し、多機能端末機及び窓口において印鑑登録証明書の交付を受けることが出来るようにするため、所要の改正を行うものです。

補正予算

▼平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9745万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ241億8951万9000円とするものです。

▼平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8556万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億6456万4000円とするものです。

決 算

▼平成26年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について

歳入総額256億4043万5297円に対し、歳出総額は、236億3499万8725円となり、歳入歳出差引額は、

20億543万6572円となるものです。

そのうち、600万円を継続費通次繰越額として、また、9億3569万円を繰越明許費繰越額として、平成27年度へ繰り越すものです。

▼平成26年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

歳入総額82億405万4572円に対し、歳出総額は、80億954万7984円となり、歳入歳出差引額は、1億9450万6588円となるものです。

▼平成26年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

歳入総額20億4412万2434円に対し、歳出総額は、20億4251万7972円となり、歳入歳出差引額は、160万4462円となるものです。

そのうち、7万5000円を繰越明許費繰越額として、平成27年度へ繰り越すものです。

